

栃木市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年2月25日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年2月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）  
財団法人 藤岡町農業公社
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類について、内容調査、照合、検算等を行なうとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
総括的に、補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。  
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 対象団体における事業の実施内容と効果について

市からの補助金は、藤岡町農業公社の健全運営を図ることを目的に、交付されたものである。

当法人は、規模拡大による低コスト農業を確立することにより、農地の流動化の推進、農業・農村活性化のため、人づくり及び中核的担い手・営農集団等の育成、さらには、農作業の受委託等を推進し、藤岡町の農業振興を図り、もって農業者の社会的・経済的地位の向上に資することを目的として設立された団体である。

平成21年度においては、農地保有合理化事業、地域営農体制整備推進事業、農作業受委託推進事業、農業用機械及び施設共同利用推進事業、農業者研修事業、営農集団及び農業生産法人育成事業等に取り組むことで、経営規模を拡大し、生産活動に活力を与え、藤岡町の農業の進行に寄与している。

(2) 会計経理について

平成21年度における市からの補助金 8,480,529 円は、人件費、運営費に対する補助が主なものであるが、補助金は確実に受け入れられており、支出においても、その目的に沿って執行されている。

なお、事業執行に伴う支出に関する諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれ適正に処理されていた。

(3) 指摘要望について

特になし。